

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

刑訴四一四条、三八六条一項三号により上告を棄却した最高裁判所の決定に対し
ては、同四一四条、三八六条二項により異議の申立をなすことができるが、右決定
に対し訂正の申立をすることは許されない（昭和三〇年（す）第四七号、同年二月
二三日当裁判所大法廷決定、参照。）。よつて本件訂正の申立は不適法であつて、
棄却すべきものである。（なお、本件申立を異議の申立と見るとしても三日の期間
を経過した後になされたものであるから不適法である。）

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年六月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅	
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	入	江	俊	郎